

各 地 方 社 会 保 険 事 務 局 長
各都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
各都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価（薬価基準）を定める件について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号）が公布され、平成20年4月1日から適用されることとなったところであるが、概要は、下記のとおりであるので、関係者に対して周知徹底を図られたい。

従前の「使用薬剤の薬価（薬価基準）を定める件について」（平成18年3月6日保医発第0306004号）は、平成20年3月31日限り廃止する。

記

1 改正概要

- （1）今回の改正は、平成19年9月取引分を対象に平成19年10月に実施した薬価本調査及び平成19年6月から11月までの間に実施した経時変動調査の結果に基づくものであること。

なお、今回の薬価本調査は、医療機関向け販売業者の全部（約4,000客体）並びに抽出された保険医療機関及び保険薬局（約3,500機関）について、全品目につきその価格及び数量を調査したものであること。

- （2）薬価の算定については、「薬価算定の基準について」（平成20年2月13日保発第0213001号。以下「薬価算定の基準」という。）に基づき、原則として、市場実勢価格加重平均値調整幅方式により算出したこと。

具体的には、加重平均値（税込）の改正前薬価に2%（調整幅）を乗じた額を加えた値を改正薬価としたこと。

- (3) 薬価とは、保険医療機関等における薬剤の支給に要する額として、医療保険から支払われるものであるが、市場実勢価格加重平均値調整幅方式の算定方法は、保険医療機関等が薬剤を購入する際に支払うべき消費税及び地方消費税に相当する額を含めているものであること。

$$\text{薬価} = \left[\begin{array}{c} \text{当該既収載品の保険医療} \\ \text{機関等における薬価算定} \\ \text{単位あたりの平均的購入} \\ \text{価格（税抜市場実勢価格} \\ \text{の加重平均値）} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} 1 + \text{消費税率} \\ \text{（地方消費税分を含む。）} \end{array} \right] + \text{調整幅}$$

注) 調整幅：改正前の薬価に2%を乗じた額

- (4) 「薬価算定の基準」に基づき、市場実勢価格加重平均値調整幅方式によるほか、
- ① カンデサルタン シレキセチル等11成分に係る30品目について市場拡大再算定による薬価の引下げ
 - ② リスペリドン等39成分に係る97品目について後発品のある先発品の特例による薬価の引下げ
 - ③ フェニトイン等48成分に係る69品目について不採算品再算定による薬価の引上げを行い、全面改正と同時に告示し、施行することとしたこと。
- (5) 取引件数の少ない品目について、同種同効品など他の既収載品の改定率等をもとに算出したこと。

2. 収載医薬品等

- (1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）」収載医薬品の告示数は、次のとおりであること。

	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
告示数	7, 866	3, 759	2, 694	40	14, 359

- (2) 別表は、第1部内用薬、第2部注射薬、第3部外用薬及び第4部歯科用薬剤に区分したこと。
- (3) 収載に当たっては、原則として銘柄別であるが、公定書（日本薬局方及び生物学的製剤基準）収載医薬品及び生薬等の一部については、一般名により収載したこと。
- (4) 原則として銘柄毎に収載したが、「薬価算定の基準」に基づき、組成、剤形区分及び規格が同一である類似薬のうち最も高い薬価の2割を下回るもの（低薬価品）については一般名により収載したこと。
- これまでに銘柄名により収載されていたものであって、今般、一般名による収載に移行するのは、75成分に係る90規格188品目であること。
- また、これまで一般名により収載されていたものであって、今般、銘柄名による収載に移行するのは、102成分に係る113規格389品目であること。